

秋田県総合食品研究センターにおける研究活動の不正行為防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、秋田県総合食品研究センター（以下「センター」という。）の研究員による研究活動の不正行為の防止及び不正行為の問題が発生した場合の迅速かつ適正な解決を図るため必要な事項を定めることにより、センターの研究倫理の保持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究員」とは、センターの職員のうち、職務として研究に従事している者をいう。

2 この規程において、「研究活動」とは、資金の出処にかかわらず、センターで行う研究活動全般をいう。

3 この規程において「研究活動の不正行為」とは、研究の立案、計画、実施及び成果の取りまとめ（発表や報告を含む。）の各過程においてなされる次の各号の行為をいう。ただし故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされた場合又は科学的に適正な方法により正当に得られた研究成果が結果的に誤りであった場合は、研究活動の不正行為にはあたらないものとする。

(1) 「ねつ造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2) 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 「盗用」とは、他の研究員のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究員の了解若しくは適切な表示なく流用すること。

4 この規程において、「被通報者」とは、直接の通報の対象となった研究員及びこれ以外の者で、調査の過程において当該通報の対象となった研究に係わる研究員で不正行為に関与したと認められるものをいう。

(責任と権限)

第3条 センターにおいて研究者倫理の向上及び研究活動の不正行為の防止を図るため、最高管理責任者、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者を置き、それぞれの責任と権限を次のように定めるものとする。

(1) 最高管理責任者は、センター全体を統括し、研究者倫理の向上及び研究活動の不正行為の防止についての最終責任を負うものとし、センターの所長をもって充てる。

(2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究者倫理の向上及び研究活動の不正行為の防止について、全体を統括する責任と権限を有するものとし、センターの企画管理室長をもって充てる。

(3) 研究倫理教育責任者は、センターの研究倫理教育に関し責任と権限を有するものとし、センターの食品加工研究所長及び醸造試験場長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究員を対象とした研究者倫理に関する教育を定期的に実施するとともに履修状況を把握するものとする。なお、研究員はこの教育を受講しなければならないものとする。

(研究データの保存・開示)

第4条 研究活動によって生じた研究データは、研究成果等に対する第三者による科学的根拠に基づく検証の可能性を担保できる方法で保存し、必要に応じて開示するものとする。

- 2 研究データの保存期間は、研究分野の特性、権利を主張する知的財産の存続期間その他の実情に合わせ、当該研究終了から原則10年を下回らない範囲で設定するものとする。ただし、当該情報等の取扱いについて別段の定めがある場合はこの限りではない。

(通報窓口)

第5条 研究活動の不正行為に関する通報（相談を含む。以下「不正行為に関する通報」という。）の窓口は、次の各号によるものとする。

- (1) センターに対する通報

秋田県総合食品研究センター企画管理室

住所：〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄 4-26

電話：018-888-2000 ファクシミリ：018-888-2008

電子メール：info@arif.pref.akita.jp

- (2) 秋田県（公益通報受付）に対する通報

秋田県総務部総務課

住所：〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1

電話：018-860-2085 ファクシミリ：018-860-1056

電子メール：kouekitsuhou@pref.akita.lg.jp

公益通報の処理に関しての必要な事項及び通報者の保護等の取り扱いについては、「職員等からの通報処理に関する要綱（平成18年4月1日施行）」によるものとし、本規程の適用を受けないものとする。なお、センターへ回付することを通報者が了解した場合は、センターに対する通報として取り扱うものとする。

- 2 不正行為に関する通報の方法は、封書、電話、ファクシミリ、電子メール、面談等によるものとする。
- 3 不正行為に関する通報は、原則として顕名によらなければならないものとする。ただし、匿名による通報があった場合においても、その内容に応じ、顕名による通報があった場合に準じた取り扱いをすることができるものとする。
- 4 不正行為に関する通報は、被通報者名、不正行為の態様等、当該事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていなければならないものとする。
- 5 企画管理室が受け付けたことが通報者にわからない方法で通報があった場合、統括管理責任者は、匿名による通報である場合を除き、通報者に受け付けたことを通知するものとする。なお、匿名による通報において、調査結果が出る前に通報者の氏名が判明したときは、速やかに通報者に受け付けたことを通知するものとする。

- 6 通報の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報の意思があるか否か確認するものとする。
- 7 研究活動における不正行為が行われる恐れがある、あるいは不正行為を求められているという通報については、統括管理責任者はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、被通報者に警告を行うものとする。
- 8 学会等の科学コミュニティや報道等により不正行為の疑いが指摘された場合及び不正行為の疑いがインターネット上に掲載されていることを確認した場合は、第3項の匿名による通報があったものとして取り扱うものとする。

(他研究機関等との関係)

- 第6条 他研究機関等から、センターの研究者が対象となる不正行為に関する通報に該当する事案が回付された場合は、前条に規定するセンターに対する通報があったものとして取り扱うものとする。
- 2 不正行為に関する通報が、センター以外の他の研究機関等の研究者のみが該当となり、センターが調査を行うべき事案に該当しない場合は、当該他の研究機関等に回付するものとする。
 - 3 調査の対象が他の研究機関等の研究者も該当すると想定され、調査を行うに当たり他の研究機関等との連携が必要な場合は、当該他の研究機関等に協力要請を行うなど、調査が円滑に行われるようにするものとする。
 - 4 他の研究機関等が設置した調査会から、不正行為に関する事案について協力要請があった場合は、センターとして誠実に協力するものとする。

(通報等の報告)

- 第7条 企画管理室職員は、不正行為に関する通報があった場合には、速やかに当該事案の内容について統括管理責任者を経由し、最高管理責任者に報告するものとする。
- 2 最高管理責任者は、直ちに所管課に報告し、第10条に規定する予備調査を実施するか否かの指示を受けるものとする。

(秘密保持等)

- 第8条 企画管理室が不正行為に関する通報を受け付ける場合は、通報者が特定されないよう秘密を守るため、個室での面談実施、あるいは担当職員以外が電話又は電子メールなどを見聞できないように、適切な措置を講じるものとする。
- 2 企画管理室は、不正行為に関する通報に係る通報者、被通報者、通報内容及び調査内容等について、調査結果の公表まで、調査関係者以外に漏洩しないよう秘密保持の徹底を図るものとする。
 - 3 企画管理室において告発の受付や調査・事実確認を行う者は、自己との利害関係を持つ事案について、関与してはならないものとする。

(通報者等の保護)

第9条 最高管理責任者は、悪意（被通報者を陥れるため、あるいは被通報者が行う研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えること及び被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に、通報者に対し審査終了までは、不利益な取り扱いを行わないものとする。

2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、被通報者に対し審査終了までは、研究活動を部分的又は全面的に禁止するなどの不利益となる取り扱いは行わないものとする。

(予備調査)

第10条 統括管理責任者は、不正行為に関する通報が第5条第3項及び第4項に規定する要件を満たしている場合は、研究活動の不正行為に該当する可能性があるか否かを内部的に調査するため、所管課の指示の元、事案毎に指名した職員による予備調査会を設置し、速やかに予備調査を開始するものとする。ただし、要件を満たしていない場合は、通報者が匿名である場合を除き、通報者に内容を確認のうえ予備調査を開始することができるものとする。

2 予備調査会は、当該事案について、通報のあった不正行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的な合理性のある理由の論理性及び生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬などが各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えるか否かなど通報内容の合理性、調査可能性について調査を行うものとする。

3 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

4 最高管理責任者は、予備調査の結果を踏まえて所管課と協議し、通報を受けた後30日以内に本調査を行うか否かを決定するものとする。

5 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合、理由を付して通報者に通知するものとする。また、予備調査に係る資料等を保存し、通報者又は当該事案の研究に係る資金を配分する機関（以下「資金配分機関」という。）から請求があった場合は当該資料等を開示するものとする。

(本調査の開始等)

第11条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合は、決定後30日以内に本調査を開始するものとし、通報者及び被通報者に対し本調査を行うことを通知して調査への協力を求めるものとする。また、資金配分機関及び文部科学省（以下「資金配分機関等」という。）に対して本調査を行う旨の報告を行うものとする。

(調査会の設置)

第12条 最高管理責任者は、本調査を実施する場合は、所管課の指示の元、事案毎に研究不正疑義調査会（以下「調査会」という。）を設置するものとする。

- 2 調査会の任務は、対象となる事案に関し、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 疑義に関する調査を行うこと。
 - (2) 前号の調査の結果を最高管理責任者に報告すること。
 - (3) その他対象となる事案に関して必要なこと。
- 3 調査会の構成員（以下「調査員」という。）は、統括管理責任者を代表者とし、半数以上は専門的知識を有する外部有識者とする。なお、全ての調査員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者で構成するものとする。
- 4 最高管理責任者は、本調査の開始に先立ち、調査員の氏名及び所属について、通報者及び被通報者に通知するものとする。
- 5 通報者及び被通報者は、前項の通知を受けた後 2 週間以内に理由を添えて調査員に関する異議申立てをすることができるものとする。なお、異議申し立てがあった場合、最高管理責任者はその異議申立てについて審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査員を交代させるとともに、通報者及び被通報者に通知するものとする。

（本調査の方法等）

- 第 13 条 本調査は、通報された事案に係る研究活動に関する論文や生データ、実験・観察ノート等の各種資料の精査、関係者のヒアリング及び再実験の要請等により行うものとする。なお、本調査を行う場合は、被通報者に書面又は口頭による弁明の機会を与えるものとする。
- 2 被通報者が弁明を行う場合は、当該研究が合理的に適正な方法と手続きに則って行われたこと、論文等もそれに基づき適切な表現で書かれたものであることを合理的な根拠を示して説明しなければならないものとする。
 - 3 調査会は、前項の弁明において、被通報者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的要素の不足により証拠を示せない場合は、不正行為とみなすものとする。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができないこと等正当な理由があると認められる場合は、この限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間を超えることによる場合についても同様とする。
 - 4 調査会は、再実験等により再現性を示す必要があると判断した場合、あるいは、被通報者が自らの意思によりそれを申し出た場合には、その者に対して必要な再実験等を行うことを要請又は認めるものとし、当該再実験等に要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）については、センターとして保障するものとする。ただし、被通報者により同じ内容の申し出が繰り返して行われ、それが当該事案の引き延ばしを主な目的とすると調査会が判断した場合は、当該申し出を認めないものとする。
 - 5 調査会は、調査を行う過程で被通報者に係る当該研究以外の研究に関して疑義が生じた場合、調査会の判断によりその他の研究等も調査の対象とすることができるものとする。
 - 6 最高管理責任者は、必要に応じて調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は実験・観測・解析に係る機器・資料等の保全の措置をとることができるものとする。また、他の研究機関等が設置した調査会から協力要請があった場合においても同様とする。

- 7 最高管理責任者は、前項の措置をとる場合、必要最小限の範囲及び期間に止め、事前に被通報者が所属するグループの長へ通知するものとする。
- 8 調査会は、一時閉鎖した場所の調査及び保全された機器・資料等の調査を行う場合、必要に応じて調査会の指名する研究員を立ち合わせることができるものとする。
- 9 最高管理責任者は、資金配分機関から請求があった場合、正当な理由がある場合を除き、調査が終了しない段階であっても、調査の関係資料及び中間報告等を調査会から報告させ、当該資金配分機関に提出するものとする。
- 10 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲以外に漏洩することのないよう配慮するものとする。
- 11 上記に掲げるもののほか、調査会における調査の方法等については、調査会が定めるものとする。

(調査協力義務)

- 第 14 条 調査対象となっている事案に係る研究員は、調査会の要請に対して、積極的に調査に協力する義務及び真実を述べる義務を負うものとする。
- 2 センター職員は、予備調査会及び調査会の要請に対して、積極的に協力しなければならないものとする。

(事実の認定)

- 第 15 条 調査会は、本調査の開始後 150 日以内に調査結果に基づき、不正行為が行われたか否か、不正行為があったと認定された場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定し、最高管理責任者に報告するものとする。
- 2 調査会は、不正行為がなかったと認定された場合で、調査の過程において当該通報が悪意に基づくものであったと判断した場合は、直ちに調査を中止し、当該通報を悪意に基づくものと認定のうえ、最高管理責任者に報告するものとする。なお、この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えるものとする。
 - 3 調査会は、不正行為か否かの認定に当たっては、被通報者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行うものとする。ただし、被通報者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできないものとする。
 - 4 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与は認定されていないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、不正行為があったと認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。また、当該研究に係る研究費の支出を直ちに中止する措置をとるものとする。
 - 5 最高管理責任者は、不正行為を行ったと認定された者及び悪意に基づく通報と認定された通報者について、速やかに「秋田県人事事務取扱要綱」に規定する「職員事故報告書」により所管課を経由し知事に報告するものとする。

(調査結果の通知等)

第 16 条 最高管理責任者は、調査結果について、通報者及び被通報者に通知するとともに、資金配分機関等に報告するものとする。なお、通報等がされる前に取り下げられた論文等に係る調査において不正行為があったと認定されときは、取り下げなど研究員が自ら行った前後措置及びその措置をとるに至った経緯・事情等をこれに付するものとする。

(不服申立て)

第 17 条 第 15 条の規定により不正行為を行ったと認定された者又は悪意に基づく通報を行ったと認定された者は、その認定に関して、理由を添えて、最高管理責任者に不服申立てをすることができるものとする。ただし、不服申立てを行う場合は、前条に規定する調査の結果の通知を受け取った日（被通報者の所在が不明な場合など当該通知を直接被通報者に渡すことができない場合は、内容証明付きの郵便を発送した日の翌々日）を起点として 14 日以内に行わなければならないものとする。

2 不服申立ての審査は調査会が行うものとする。ただし、不服申立ての趣旨が、新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合は、最高管理責任者の判断により、調査員の交代若しくは追加、又は調査会に代えて他のものに審査させることができるものとする。また、調査員の構成等、その公正性に関わるものである場合においても調査員を代えて審査させることができるものとする。

3 不正行為があったと認定された者による不服申立てについて、調査会は、不服申立ての趣旨及び理由等を勘案し、当該事案の再調査を実施するか否かについて速やかに決定し、被通報者に通知するものとする。なお、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合で、当該不服申立てが、当該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査会が判断したときは、最高管理責任者は以後の不服申立てを受理しないことができるものとする。

4 調査会が再調査を行う決定を行った場合は、被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出を要請する等、当該事案の速やかな解決に向けて再調査に協力することを求めるものとする。なお、協力が得られない場合は、再調査を行わず、審査を打ち切ることができるものとし、当該決定について、被通報者に通知するものとする。

5 最高管理責任者は、被通報者から不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、通報者に通知するとともに、資金配分機関等に報告するものとする。また、不服申立ての却下、再調査開始の決定をしたときも同様とする。

6 調査会が再調査を開始した場合は、50 日以内に先の調査結果を覆すか否かの決定をし、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は当該結果を被通報者及び通報者に通知するとともに、資金配分機関等に報告するものとする。

7 最高管理責任者は、悪意に基づく通報と認定された通報者から不服申立てがあった場合、被通報者に通知するとともに、資金配分機関等に報告するものとする。

8 調査会は、前項の不服申立てについて 30 日以内に再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、当該結果を通報者及び被通報者に通知するとともに、資金配分機関等に報告するものとする。

(調査結果等の公表)

第 18 条 最高管理責任者は、調査会が調査事案について不正行為が行われたと認定した場合は所管課の指示の元、速やかに調査結果を公表するものとする。なお、公表する内容には、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、センターが公表時までに行った措置の内容、調査員の氏名・所属及び調査の方法・手順等が含まれるものとする。なお、悪意に基づく通報と認定された場合は、通報者の氏名・所属についても公表するものとする。

2 最高管理責任者は、調査会が調査事案について不正行為がなかったと認定した場合、原則として調査結果は公表しないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。なお、公表する内容については、前項と同様とする。

3 調査会は、不正行為がなかったと認定した者に関し、その名誉を回復するため、当該事案において不正行為がなかった旨を調査関係者に対して周知する等、不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(懲戒処分等)

第 19 条 不正行為を行ったと認定された者あるいは悪意に基づく通報と認定された通報者についての懲戒処分等の手続き等については、職員の懲戒の方法及び効果に関する条例（昭和 26 年秋田県条例第 59 号）等の秋田県が定める諸規則に従うものとする。

(事務)

第 20 条 この規程に関する事務は、企画管理室総務班が行うものとする。

(補則)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、研究活動における不正行為防止に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 2 月 10 日から施行する。

附 則（平成 30 年 8 月 20 日一部改正）

この規程は、平成 30 年 8 月 20 日から施行する。